

最初に本書を FAX してください！



FAX 03-5767-0056

おかけ間違いにご注意下さい

「ガン検診」ユーザー登録申込書 (FAX 専用)

「ガン検診」のご導入をお考えの場合は、最初にこの登録申込書を FAX して下さい。  
(ご登録に際しては、下記「小動物臨床検査ご利用規定」をご一読下さい。)

送信日

平成 年 月 日

施設名	(フリガナ)		ご代表者名		(フリガナ)	
在籍獣医師	ご代表者が獣医師免許をお持ちでない場合	(フリガナ) お名前			獣医師免許	有 無
住所	〒 (フリガナ) 都道 郡市 府県 区				パスワード (4~6文字) 専用ページへのログインに必要 (小文字/アルファベット・数字)	
連絡先	電話	- -	電子メール			
	FAX	- -	ホームページ	http://		
備考	* 器材などのお届け先が上記住所と異なる場合は、お届け先住所をここにご記入下さい。				遠心分離機	有 無
					小動物臨床検査 ご利用規定に同意	する しない

小動物臨床検査ご利用規定

1. 目的について

当社はお客様との相互信頼の精神に則り、関係法規を遵守し、正確な臨床検査の実施による共同の利益の増進と、円滑な取引の維持発展を図ることを目的とします。

2. 臨床検査の委託について

お客様は必要とする臨床検査を当社に委託し、当社はこれを受託します。

3. 適用について

この規定に定める事項は、この規定の有効期間中に、お客様が当社に委託する臨床検査のすべてにつき、その内容として共通に適用されます。

4. 検体の受渡しについて

- お客様から当社への検体の受渡し方法は個別話し合いによって取り決めを行います。
- 検体の受渡し前に生じた検体の滅失、毀損、変質その他一切の損害はお客様の負担とし、検体の受渡し後に生じたこれらの損害は、お客様の責めに帰すべきものを除き当社の負担とします。
- 検体依頼書は、原則として当社が支給します。
- 検体提出容器は、特別なものを除き当社が支給します。

5. 事故責任について

採血はお客様の責任において行い、事故発生防止に努めると共に発生した事故に関してはお客様が責任を持って対応し、当社に対して損害などを与えないものとします。

6. 委託項目および検査料金について

臨床検査の取引項目およびその検査料金は別紙に定めるとおりとします。

7. 検査料金の計算・支払について

検査料金の計算及び支払い方法に関しては、取引内容に応じて個別に取決めを行うこととします。

8. 精度管理等について

- 当社は精度管理を厳密にし、検査成績書の記載事項に責任を負うものとします。
- お客様は、臨床的異常値または検査ミスと考えられるデータについては、速やかに当社にこれを伝え、当社は異常値の追及、検査方法の改善等をもって善処します。

9. 秘密保持について

本規定の履行上知り得た検査結果等の情報を、当社は第三者に漏らさないものとします。

10. 債務不履行等について

お客様または当社が次のいずれかに該当したときは、相手方に対する残債務の全額につき期限の利益を失い、直ちに現金をもって弁済しなければならない。

- この規定の各項に違反したとき。
- それぞれの負担する債務についてその履行を怠ったとき。
- その財産に対し第三者から差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分、競売の申立等の処分を受けたとき。
- 破産もしくは民事再生の申立を受け、または自ら破産もしくは民事再生の申立をしたとき。
- 監督官庁から営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
- 自ら振出しまたは引受けた手形または小切手が不渡りとなったとき、または支払を停止し、もしくは支払不能の状態にいたったとき。
- その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

11. 取引解除について

- お客様または当社が前10-1.又は2.に該当するときは、相手方は書面によって期日を定めて催告し、なお改められないときは相手方はこの取引の全部または一部を解除することができる。
- お客様または当社が前10-3.から7.のいずれかに該当するときは、相手方は何らの催告を要せず、直ちにこの取引を解除することができる。
- お客様の責任で、本取引に定めた臨床検査以外のクレームなどが当社に対して行われた場合。
- お客様または当社は取引解除とともに損害賠償の請求を妨げられることはない。

12. 合意管轄について

この取引に関して訴訟が起きた場合は、その第一審裁判所は訴訟を起こした側の本店所在地を管轄する裁判所とします。

13. 有効期間について

この規定の有効期間は取引開始時から取引終了時までとします。

14. 取引の疑義について

この規定に定めのない事項および解釈について疑義あるときは、商習慣、商法、民法その他の法令および契約の趣旨に従い、双方協議のうえ決定するものとします。